

私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱

昭和 6 2 年 1 0 月 3 日

6 2 総学一第 3 8 4 号

総 務 局 長 決 定

第 1 趣旨

この要綱は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 2 条の 2 の規定に基づく私立幼稚園の運営費に対する補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 目的

私立幼稚園教育振興事業費補助金（以下「補助金」という。）は、都民の幼児教育に占める私立幼稚園の重要性に鑑み、私立幼稚園に対して、その運営費の一部を補助することにより、都民の幼児教育の場を確保するとともに、私立幼稚園の教育条件の維持向上並びにその経営の安定性及び健全性を高め、もって私立幼稚園の振興発展を図るために交付するものである。

第 3 補助対象

- 1 この補助の対象は、補助金交付年度（以下「交付年度」という。）の 5 月 1 日現在幼児が在籍する学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）附則第 6 条の規定により私立の幼稚園（子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）第 2 7 条に定める施設を除く。以下「幼稚園」という。）を設置する者（以下「設置者」という。）及び別途実施細目に定める者とする。ただし、設置者が提出した学校法人化事業計画書に対し知事が学校法人によって設置されるよう措置することが適当であると認定した幼稚園の設置者を除く。
- 2 暴力団員等（東京都暴力団排除条例（平成 2 3 年東京都条例第 5 4 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員及び同条第 4 号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）及び次に掲げる団体は、この要綱に基づく補助金の交付の対象としない。
 - (1) 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある

もの。

第 4 補助対象経費

この補助の対象となる経費は、幼稚園の教育条件の維持向上並びにその経営の安定性及び健全性を高めるために資する経費とする。ただし、国又は地方公共団体等の他の補助金の交付の対象となる補助事業に要する経費を除く。

第 5 補助金の額の算定

幼稚園ごとの補助金の額は、幼稚園数、学級数、本務教職員数及び幼児数に応じて補助する一般補助と特別の目的のために補助する特別補助とに分けて、次に定めるところにより、予算の範囲内で算定する。

1 一般補助

幼稚園別交付額の算定方法は、補助標準額に評価係数を乗じて算定する。

(1) 補助標準額

補助標準額は、幼稚園割、学級割、本務教職員割及び幼児割のそれぞれの補助単価に、各幼稚園の基礎数値を乗じて算出する。

(2) 補助単価

補助単価は別に定める。

(3) 基礎数値

学級数、本務教職員数及び幼児数を用いることとし、それぞれ交付年度の 5 月 1 日現在の数値とする。ただし、本務教職員数については、別に定める基準を上限とする。

なお、幼児数については、定員内実員とする。

(4) 本務教職員

本務教職員は、第 3 に定める補助の対象となる幼稚園に、正規の教員又は職員として雇用され、当該幼稚園が加入している私立学校共済組合等に加入している者で、次に掲げる職にあるものとする（休職等により当該幼稚園から給与の一定額（平常勤務の際における給与の 2 割相当額）以上の支給を受けていない者を除く。）。

ア 園長

当該幼稚園に 1 週間当たり 5 日以上勤務する者

イ 教頭

当該幼稚園に 1 週間当たり 5 日以上勤務する者

ウ 教員

当該幼稚園に 1 週間当たり 5 日以上勤務し、幼稚園の普通免許状又は臨時免許状を有する者

エ 事務職員

当該幼稚園に 1 週間当たり 5 日以上勤務し、幼稚園の事務に従事する者（図書室勤務の職員、栄養士及び養護を担当する職員を含む。）

オ 現業職員等

当該幼稚園に 1 週間当たり 5 日以上勤務し、幼稚園の用務等に従事する者

(5) 評価係数

評価係数は、別表により評価項目について各幼稚園を評価し、100 に評価点の合計を加え、それを 100 で除した数とする。

また、特別の事情がある場合には、評価係数を調整する。

2 特別補助

幼稚園別交付額の算定方法は、次に掲げる補助項目の額を合計して算定する。

(1) 地域教育事業補助

交付年度において、幼児教育に関する知識・方法を年間を通じて無料で地域住民のために提供している場合は、取組事業数に別に定める補助単価を乗じて得た額とする。ただし、取組事業数は、最大 3 事業までとする。

(2) 授業料減免補助

次のア及びイの補助ごとに定める要件を備えている場合において、別に定める額をそれぞれ補助する。

ア 授業料減免制度整備促進補助

(ア) 家計状況若しくは家計状況の急変により授業料の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前年度に有していること。

(イ) 当該制度について、幼児の保護者等に対し、文書等（入園案内、募集要項等）により周知していること。

イ 授業料減免補助

(ア) 家計状況の急変により授業料及び毎年度納付させる園則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免する制度又は授業料に相当する額の全部若しくは一部を支給する制度の根拠規程を交付年度の前年度に有していること。

(イ) 当該制度について、幼児の保護者等に対し、文書等（入園案内、募集要項等）により周知していること。

(ウ) 交付年度の前年度に授業料及び毎年度納付させる園則上のその他の納付金を減免していること。

(3) 満 3 才児の受入れ補助

満 3 才児の募集定員を設定し、交付年度の前年度に満 3 才児の受入れ実績があった場合には、別に定める額を補助する。加えて、交付年度の前年度の 3 月 1 日に在籍する満 3 才の幼児の数に、別に定める補助単価を乗じて得た額を補助する。

(4) 生徒等の安全対策推進補助

私立幼稚園で、幼児等の安全を確保するための取組を行っている場合には、次に掲げる事項について算定し補助する。

ア 安全対応能力向上の取組

私立幼稚園で、防犯対策の充実及び大地震を想定した防災対策を図るため、次の要件を備えている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

(ア) 危機管理マニュアルを策定していること。

(イ) 防犯及び防災研修・訓練等の教職員の安全対応能力の向上の取組を年 1 回以上行っていること。

イ 事故対応能力向上の取組

私立幼稚園で、園内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、教職員を対象とする A E D（自動体外式除細動器）等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの事故対応能力向上の取組を年 1 回以上行っている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

(5) 保育体験の受入れ補助

私立幼稚園で、東京都内の高等学校又は中学校に通う生徒が幼稚園児とのふれあいや保育体験を通して、家庭生活や親の役割などについて理解を深め、豊かなものの見方や考え方を醸成することを目的に、保育体験を積極的に受け入れている場合には、交付年度の前年度の取組実績に対して、別に定める額とする。

(6) 学校関係者評価補助

私立幼稚園で、教育の質の向上を目指し、交付年度の前年度に学校評

評価の自己評価及び学校関係者評価を実施している場合には、別に定める額とする。

第 5 の 2 補助金の交付の時期

補助金は、当該年度の 1 月 31 日までに交付するものとする。ただし、特に知事が認める場合はこの限りではない。

第 6 補助金の減額等

1 設置者又は幼稚園が次の(1)から(8)までのいずれかに該当する場合は、その状況に応じ、幼稚園別交付額を 5 割の範囲内で減額して交付することができる。

- (1) 学校教育法、私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）等の規定に違反したとき。
- (2) 東京都からの借入金の償還（利息及び延滞金の支払を含む。）又は公租公課の納付を特別な理由がなく 1 年以上怠っているとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受け、若しくは負債総額が資産総額を上回り、又は銀行取引停止処分を受ける等財政状況が極度に窮迫しているとき。
- (4) 幼稚園の運営上著しく適正を欠く収入若しくは支出又は財産の運用があるとき。
- (5) 教職員相互間、設置者と教職員との間又は設置者と近隣住民等との間において訴訟その他の紛争があり、幼稚園運営の適正な執行を期し難いとき。
- (6) 会計処理が不適正である場合等業務執行が著しく適正を欠いているとき。
- (7) 補助金の交付申請書等に不実の記載をしたとき。
- (8) 補助金の交付の目的又は決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

2 設置者又は幼稚園が、1 の(1)から(8)までのいずれかに該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効かつ適正に達成することができないと認められるときは、補助金を交付しないことができる。

3 1 及び 2 の規定を適用する場合には、私立学校経常費補助金交付に係る減額基準（平成 13 年 3 月 1 日 12 総学一第 991 号）を準用するものとする。

第 7 交付の申請

この補助金の交付を受けようとする設置者は、事業計画書（別記第 1 号様式）、交付申請書（別記第 2 号様式）、私立学校教育助成金調査表その他必要とする書類（以下「交付申請書等」という。）を知事に提出するものとする。

第 8 交付の決定及び通知

- 1 第 7 の交付申請書等の提出があった場合は、知事は、その内容を審査し、補助の目的に適合すると認めたときは、交付の決定を行うとともに、当該設置者に対してその結果を通知するものとする。
- 2 知事が認めた場合には、補助を受けようとする者が、第 3 2 に規定する暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会する。

第 9 交付の条件

知事は、この補助金の交付の決定に当たっては、補助金交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) この補助金は、第 4 に定める経費に使用するものとし、この目的以外に使用し、又は交付決定の内容に定められた執行方法に反して使用してはならない。
- (2) 補助事業は、第 10 に規定する実施期間中に完了しなければならない。
この期間中に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由その他必要な事項を文書により知事に報告し、その処理について指示を受けなければならない。
- (3) 補助金を受けて補助事業を行う設置者（以下「補助事業者」という。）は、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、アに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。
ア 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (4) 知事が、職員をして補助事業についての関係書類及び物件を調査させた場合又は補助事業の遂行状況その他必要な事項について報告を命じた場合は、補助事業者は、これに応じなければならない。
- (5) 知事は、(4) による調査又は報告により、補助事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、これに従って遂行すべきことを命ずるものとする。
- (6) 補助事業者が(5)の命令に違反したときは、知事は、この補助事業の遂

行について一時停止を命ずることがあり、この場合においては、補助事業者は、指定する期日までに交付決定の内容又はこれに付した条件に適合させるための措置を採らなければならない。

- (7) 補助事業者は、第 7 又は第 11 の規定により提出した書類の内容に錯誤があることが判明した場合は、速やかにその内容について文書により知事に報告しなければならない。

第10 補助事業の実施期間

補助事業は、交付年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに完了しなければならない。

第11 実績報告

補助事業者は、補助金に係る事業の実績報告書（別記第 3 号様式）を交付年度の翌年度の 5 月末日までに知事に提出しなければならない。

第12 関係書類の整備

補助事業者は、補助事業についての収入及び支出の状況を明確にするため、経理状況を記載した帳簿を備え、補助事業に関する他の書類とともに交付年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

第13 設備の管理

補助事業により取得した設備は、当該設置者の定める管理規程に基づき、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

第14 補助金の額の確定

知事は、第11の規定による実績報告書の審査及び必要に応じて行う調査により、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

第15 是正のための措置

知事は、第14の規定による審査又は調査により補助事業の成果が補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に定める事項に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置を命ずることができる。

第16 決定の取消し等

- 1 知事は、補助金の交付決定を受けた設置者が、次の各事項の一に該当する場合は、その状況に応じ、当該決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第 6 1 (1) から (8) までの一に該当する場合
 - (2) 補助事業者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員並びに評議員及び教職員等又は使用人その他の従業者若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
 - (3) 第 9 (7) に規定する報告を受けた場合
- 2 知事は、補助金の交付の決定後において、やむを得ないと認められる特別の事情が生じたときは、当該決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 3 1 及び 2 の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

第 17 補助金の返還等

- 1 第 16 の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該取消額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 2 第 14 の規定により補助金の額の確定を行った場合において、補助金の確定額を超えて補助金が交付されているときは、補助事業者は、当該超過額を指定する期日までに返還しなければならない。
- 3 第 16 1 (1) 及び (2) の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消額の返還を命じたときは、補助事業者は、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を命じた額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 4 1 及び 2 の規定により補助金の返還を命じた場合において、補助事業者が、これを指定する期日までに納付しなかったときは、補助事業者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 5 知事は、補助事業者に対し補助金の返還を命じ、補助事業者が当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業者に対して、交付すべき他の補助金があるときは、当該未納の補助金等の額の限度において、その交付を一時停止し、又は当該補助金と未納付額とを相殺することができる。

第18 申請の撤回

知事は、補助金の交付の決定に際しては、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に異議があるときは、通知受領の日から14日以内に申請の撤回をすることができる旨を補助事業者に対し通知するものとする。

第19 補助金額の端数計算

補助金の算定において、一般補助の各項目の計算によって得た額、補助標準額に評価係数を乗じて得た額及び特別補助の各項目の計算によって得た額について、それぞれ100円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。

第20 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、東京都私立学校教育助成条例（昭和53年東京都条例第10号）、東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和53年東京都規則第82号）及び東京都補助金等交付規則（昭和37年東京都規則第141号）の定めるところによる。

附 則（昭和62年10月3日）

この要綱は、昭和62年10月3日から施行し、昭和62年度の補助金から適用する。

附 則（平成4年11月13日）

この要綱は、平成4年11月13日から施行し、平成4年度の補助金から適用する。

附 則（平成4年12月22日）

この要綱は、平成4年12月22日から施行し、平成4年度の補助金から適用する。

附 則（平成5年6月30日）

1 この要綱は、平成5年6月30日から施行し、平成5年度の補助金から適用する。

2 平成5年度については、幼児数が定員内実員の幼稚園に対して別に算定する調整額を交付することができる。

附 則（平成7年10月27日）

この要綱は、平成7年10月27日から施行し、平成7年度の補助金から適用する。

附 則（平成 8 年 1 0 月 2 1 日）

- 1 この要綱は、平成 8 年 1 0 月 2 1 日から施行し、平成 8 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 8 年度については、別に算定する調整額を交付することができる。

附 則（平成 9 年 1 1 月 6 日）

この要綱は、平成 9 年 1 1 月 6 日から施行し、平成 9 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 1 0 年 1 0 月 2 0 日）

この要綱は、平成 1 0 年 1 0 月 2 0 日から施行し、平成 1 0 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 1 1 年 1 0 月 2 0 日）

この要綱は、平成 1 1 年 1 0 月 2 0 日から施行し、平成 1 1 年度の補助金から適用する。

附 則（平成 1 2 年 1 0 月 1 8 日）

- 1 この要綱は、平成 1 2 年 1 0 月 1 8 日から施行し、平成 1 2 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 1 2 年度の第 5 1 (3)の基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に 0. 8 5 を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則（1 3 生文私振第 4 9 4 号）

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 1 0 月 1 2 日から施行し、平成 1 3 年度の補助金から適用する。
- 2 平成 1 3 年度の第 5 1 (3)の基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に 0. 7 0 を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則（1 4 生文私振第 5 1 2 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 1 4 年 9 月 3 0 日から施行し、平成 1 4 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 1 4 年度の第 5 の 1 により算定した当該幼稚園の一般補助の額を当該幼稚園の幼児数で除して得た額が、全幼稚園の一般補助総額を幼児総数

で除して得た額の 3.0 倍を上回った場合には、当該幼稚園の一般補助の額を調整する。

- 3 平成 14 年度の第 5 の 1 の (3) の基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に 0.50 を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則（14 生文私振第 1184 号）

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 15 年度の補助金から適用する。

附 則（15 生文私振第 491 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 15 年 9 月 16 日から施行し、平成 15 年度の補助金から適用する。

（経過措置）

- 2 平成 15 年度の第 5 の 1 により算定した当該幼稚園の一般補助の額を当該幼稚園の幼児数で除して得た額が、全幼稚園の一般補助総額を幼児総数で除して得た額の 4.0 倍を上回った場合には、当該幼稚園の一般補助の額を調整する。
- 3 平成 15 年度の第 5 の 1 の (3) の基準を超えた本務教職員については、基準を超えた人数に 0.25 を乗じた数を基準教職員数に加算する。

附 則（17 生文私振第 598 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 17 年 10 月 5 日から施行し、平成 17 年度の補助金から適用する。

附 則（18 生文私振第 663 号）

この要綱は、平成 18 年 9 月 7 日から施行し、平成 18 年度の補助金から適用する。

附 則（20 生文私振第 663 号）

この要綱は、平成 20 年 8 月 22 日から施行し、平成 20 年度の補助金から適用する。

附 則（21 生文私振第 744 号）

この要綱は、平成 21 年 9 月 14 日から施行し、平成 21 年度の補助金か

ら適用する。

附 則（２２生私振第１７０号）

この要綱は、平成２２年９月１０日から施行し、平成２２年度の補助金から適用する。

附 則（２３生私振第７８７号）

この要綱は、平成２３年９月２日から施行し、平成２３年度の補助金から適用する。

附 則（２５生私振第８３０号）

この要綱は、平成２５年１０月４日から施行し、平成２５年度の補助金から適用する。

附 則（２７生私振第７４５号）

この要綱は、平成２７年９月１５日から施行し、平成２７年度の補助金から適用する。

附 則（２８生私振第７６１号）

この要綱は、平成２８年９月２１日から施行し、平成２８年度の補助金から適用する。

附 則（３１生私振第９５４号）

この要綱は、令和元年９月１３日から施行し、令和元年度の補助金から適用する。

附 則（３生私振第８６７号）

この要綱は、令和３年９月２日から施行し、令和３年度の補助金から適用する。

附 則（４生私振第１１４４号）

この要綱は、令和４年１０月２４日から施行し、令和４年度の補助金から適用する。

別表 （第 5 関係）

評 価 要 素	評 価 項 目	評 価 方 法	配 点
保 護 者 負 担	4 才児の初年度 納付金の合計額	低い幼稚園にプラス点、高い幼稚園にマイナス点を配点する。	± 5
教 育 条 件	評価対象教員 1 人当たりの幼児 数	少ない幼稚園にプラス点、多い幼稚園にマイナス点を配点する。	± 5
	1 学級当たりの 幼児数	基準より多い幼稚園に対して一律にマイナス点を配点する。	－ 10

評価対象教員は、補助対象教員のうち、週 5 日以上勤務している教員とする。

私立幼稚園教育振興事業費補助金交付要綱実施細目

平成13年10月12日
生活文化局長決定

私立幼稚園教育振興事業費補助金に係る補助対象について、下記のとおり定める。

記

補助金交付年度中に新たに設置者を欠き、やむを得ない理由により当該年度内に設置者変更認可を受けることができない幼稚園は、幼稚園管理運営及び経費負担について責任を負う者を設置者代行とすることにより、当該年度に限り補助金の交付を受けることができる。